

Introduction：はじめに

No.1：目的

No.2：定義

No.3-1：登録制度

No.3-2：登録の有効期間、更新登録、登録事項の変更、変更登録

No.4：営業保証金

No.5：旅行業務取扱管理者

No.6：料金の掲示

No.7：旅行業約款

No.8：取引条件の説明

No.9：書面の交付

No.10：外務員

No.11：広告に関する規定

No.12：標識の掲示

No.13：企画旅行の円滑な実施の措置（旅程管理措置）

No.14：受託契約（企画旅行を実施する旅行者の代理）

No.15：旅行業者代理業者

No.16：旅行サービス手配業者

No.17：禁止行為

No.18-1：旅行業協会

No.18-2： // （弁済業務保証金制度）

No.19：業務改善命令、業務停止、登録の取消

No.20：罰則

本資料に掲載

# No. 19：業務改善命令、業務停止、登録の取消

企業が法や社会規範を守って活動するのは当然のことです。しかしこれを企業の自主性だけに任せることはできません。法は不適切な活動があったときには、これを是正する命令を出し、又は登録を取り消して業務を停止させる手段を用意しています。

## 1. 業務改善命令

① 登録行政庁は、旅行業者等の業務の運営に関し、旅行業法の目的を害する事実があると認めるときは、旅行業者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができます。これが**業務改善命令**です。

1. 旅行業務取扱管理者を**解任**すること。 **解雇**ではありません。
2. 旅行業務の取扱いの料金又は企画旅行に関し旅行者から収受する**対価を変更**すること。
3. 旅行業**約款**を変更すること。
4. 企画旅行に係る**旅程管理措置**を確実に実施すること。
5. 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。
6. 上記のほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

② 旅行サービス手配業者に対しては「旅行サービス手配業務取扱管理者を解任すること」「業務の運営の改善に必要な措置をとること」の2つが定められています。

## 2. 業務停止、登録の取消

① 登録行政庁は、旅行業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、**6カ月以内**の期間を定めて業務の**全部**若しくは**一部の停止**を命じ、又は**登録を取り消す**ことができます。 **6カ月を覚えましょう。**

1. 旅行業法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
2. 登録拒否事由（テキスト② No.3-1）の2. 3. 5. ～8. のいずれかに**該当することとなった**とき
3. **登録当時**、登録拒否事由（テキスト② No.3-1）の1. ～ 11. に**該当していた**ことが判明したとき。
4. 不正の手段により登録、有効期間の更新の登録又は変更登録を受けたとき。

② 登録行政庁は、旅行業者等が登録を受けてから**1年以内**に事業を開始せず、又は引き続き**1年以上**事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができます。 **1年を覚えましょう。**

③ 旅行サービス手配業者にも上記内容と同様の規定があります。 **ただし、更新登録や変更登録の規定は除かれます。**

# No. 20 : 罰則

旅行業者等や旅行サービス手配業者が、旅行業法やこれに基づく命令に違反したときは、氏名の公表や懲役、罰金、過料などの刑罰を科されます。

## 1. 氏名の公表

- ① 登録行政庁は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため必要かつ適当であると認めるときは、**法令違反行為を行った者**の氏名又は名称その他被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に**公表**することができます。
- ② 公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行った者に対して**意見を述べる機会**を与えなければなりません。
- ③ 公表する方法は、インターネットの利用その他の**適切な方法**により行います。

## 2. 刑罰の対象と種類

- ① 1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれを**併科**。 **併科**とは「懲役+罰金」という意味。

1. 無登録で旅行業又は旅行サービス手配業を営んだ者
2. 不正の手段により旅行業等の登録、有効期間の更新の登録又は変更登録を受けた者
3. 変更登録を受けずに業務の範囲について変更をした旅行業者
4. 名義を他人に利用させ、又は旅行業又は旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業を他人に経営させた者
5. 所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱った旅行業者代理業者

- ② 1年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金。

1. 旅程管理研修業務の停止の命令に違反した登録研修機関の役員又は職員
2. 旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の停止の命令に違反した登録研修機関の役員又は職員
3. 旅行業務取扱管理者試験に関して知り得た秘密を漏らした者

- ③ これ以降、業務停止命令違反や営業保証金の供託の届けがないまま事業を開始した場合など多くの違反が刑罰の対象になり、50 万円以下の罰金、20 万円以下の過料などが科されます。

## [Check Test No. 19]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 業務改善命令の一つに「旅行業務取扱管理者を解任すること」がある。( )
- (2) 業務改善命令の一つに「旅行業約款を変更すること」がある。( )
- (3) 登録行政庁は、旅行者が旅行業法若しくはこれに基づく命令に違反したときは、1年以内の期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。( )
- (4) 登録行政庁は、旅行者が登録当時旅行業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者であったことが判明したときは、業務の全部もしくは一部の停止、又は登録の取消しを命じることができる。( )
- (5) 登録行政庁は、旅行者等が登録を受けてから6カ月に事業を開始せず、又は引き続き6カ月以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。( )
- (6) 登録行政庁は、旅行サービス手配業者にも(5)と同様の処分をすることができる。( )

## [Check Test No. 20]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業協会は、旅行者が法律違反行為を行ったときに、その者の氏名や名称などを一般に公表することができる。( )
- (2) 無登録で旅行業又は旅行サービス手配業を営んだものは、1年以下の懲役又は100円以下の罰金のいずれかが科される。( )
- (3) 旅行者代理業者が、所属旅行者以外の旅行者のために旅行業務を取り扱ったときは、犯罪行為になる(委託旅行者代理業者の場合を除く)。( )

## Check Test 解答・解説

## No. 19

- (1) ○：その通りです。
- (2) ○：その通りです。
- (3) ×：業務停止命令の期間は**6カ月以内**です。頻出事項です。
- (4) ○：登録当時、旅行業者が登録拒否事由に該当していたことが判明したときは、旅行業者は業務停止や登録取り消しの処分を受けます。
- (5) ×：ここは6カ月以内ではなく、**1年以内**です。(3)と比較して、必ず覚えましょう。
- (6) ○：その通りです。

## No. 20

- (1) ×：氏名を公表できるのは、旅行業協会ではなく、**登録行政庁**です。
- (2) ×：この場合は、懲役または罰金のいずれかではなく、懲役及び罰金の**併科も可能**です。
- (3) ○：その通りです。